

第2回 阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会

議事概要

開催日時：令和7年2月19日（水）10：00～12：00

開催場所：矢吹町複合施設 KOKOTTO（KOKOTTO ホール）

（発言者）◎：委員長、●：委員、○：事務局

< 議事概要 >

1. 地内利活用の方向性について

- アンケート調査や作業部会を踏まえイメージを出してもらったが、利活用の条件が分からず、結果として利活用できなければ夢物語になるのではないのか。
- 作業部会で河川法上の条件や費用負担などを示しており、今後、企業等にも、より詳細な条件を示していきながら夢物語にならないように検討していく。
- 1つ1つの利活用案やそのゾーニングを検討していくためには、財源やリスク、課題を明確にしていく必要がある。農地(水田)利用を検討する場合、整備に必要な工程を細分化した上で費用や整備主体について検証していくことが必要。
- 首長の方々が水田など進めて問題ないかを判断できるよう、少し時間をいただきながら検討を進めていきたい。

- ゾーニングが決まらない中で、実際に掘削工事をするのはなかなか難しいのでは。
- なるべく手戻りがないよう土質や利用の制限などを踏まえ農地に適した範囲を優先的に確保しつつ、企業に関しては透明性、公平性などを担保しながら、スピード感をもってゾーニングの検討を進めていきたい。また、工事についても手戻りがないよう実施していきたい。

- 農地(水田)整備には費用負担など様々な課題があるため、営農者に対してきちんと説明する必要がある。
- 営農者の方にはこれまでも説明しており、今後も丁寧に説明させていただく。

- 工事期間中も農業を続けられるよう、段階的に工事を行うなどの検討も必要である。
- 国としても工事期間中における地内の農地利用を継続させたい考えである。一方、掘削工事や土砂の仮置き場など、実際に利用が厳しいところもあることから、今後3町村にも協力いただきながら、遊水地外にある遊休農地の活用などにより、生業の継続ができないか調整させていただきたい。

- 利活用に最初は意欲がある企業があっても、様々な設備投資のリスクに耐えられないなど事業継続できない場合もある。
- 今後も企業に対し、より詳細な条件を示していきながら利活用が可能か確認していきたい。また、公募

によって企業を適正に見極めていきたい。

- フロートソーラーについては、景観的なことを考えたとき、市民の方が見てどうなのかということもある。またどのぐらい耐用年数があるかについても企業と話をしたほうがよい。
 - 耐用年数については一部企業には聞き取りしているが、今後景観的なところを含め、関係者間で確認や調整した上で判断していきたい。
 - フロートソーラーは、国の省庁間での連携も視野に入れつつ、メリットやデメリットを十分に把握した上で進めていただきたい。
 - 国の省庁間もあるが、県も発電事業をやられていると思われるので、県とも連携を図りながら検討を進めていきたい。
-
- 遊水地内に国や県の施設をつくっていただきたい。例えば県の農業総合センターの研究施設、福島大学の研究圃場、国や県の河川環境に関する研究施設など。公共的な施設の設置は利活用の呼び水になるとともに地元や流域へのアピールにもなる。
 - 国でも防災教育の学習施設など一緒に考えていきたい。
 - 県として農業総合センターの試験圃場については、何年かに一回、冠水するおそれがあることも踏まえ慎重に検討したい。
 - サイクリングロードなどは道路の一部として県で支援できないか検討する。
 - ◎福島大学としても、食農産だけでなくいろいろな可能性があるため、多方面から議論させていただけるとよい。

2. 地内の維持管理について

- 遊水地内を誰も利活用しない場合、有害鳥獣の巣とならないように国が責任を持って維持管理してほしい。
 - 遊水地完成後に無人除草機を活用するなど地域の方々が安全安心に暮らせるようなしっかりとした維持管理を考えていきたい。
-
- 数年後に営農をやめるなど、使用用途が変わった場合はどうなるのか。
 - 河川法では原状回復が原則である。一方、営農をやめた後、次の営農者が引き継ぐことも考えられるので、今後も丁寧に説明するなど対応していきたい。
-
- 利活用に係る河川占用料の減免について検討いただきたい。できれば「減」ではなく「免」にしてほしい。
 - 占用料の減免については県とも相談している状況である。
 - 県内では、占用料を支払い農地として利用している方もいるため、県内全体で考えなければならない。
-
- 遊水地の安定的、継続的な管理運営のため、協議会のようなものの設置や、基金等の創設について国や県の方で主体的に取り組んでいただきたい。

- 国として、今回の事業を踏まえ、流域でどのようなことができるのかについて、県や関係機関も含めて、今後も連携して協議させていただきたい。

3. 全体スケジュールなどについて

- 全体のロードマップがあると、いつ遊水地が完成し、いつ農地として使えるのかなど、町村の方々にもわかりやすいのでは。
- 遊水地事業全体のスケジュールの中における利活用の部分についても詳細を詰めている状況であることから今後示していきたい。

4. その他

- 遊水地の周囲堤などの法面形状やデザインはどうなるのか。
- 堤防の最も高いところは現地盤から7m程度。法面が3割勾配で素材は土、表面は芝になる。現在、現場に丁張を設置し展示しており、それによりイメージを持っていただけるようにしている。
- ◎法面の形状などはVRなどで示すとわかりやすい。流域全体に知ってもらうことにもつながる。
- 現在作成中であるわかりやすいVR、動画など、視覚的なもので示せるようにしていきたい。

- 知事も3つのジレンマの一つとして遊水地を上げている。遊水地の理解取り組みの促進として、マスコミには特集記事を組んでほしい。
- 上流は下流のため、下流は上流のために何ができるか考えなければならない。

- ◎試験圃場は科学的実証にも繋がるので、しっかりデータを取っていただきたい。
- 専門家の方々とも相談させていただきながら、しっかりデータをとって進めていきたい。

5. 総括

- 利活用のイメージを出してもらったが、夢物語にならないよう詳細を詰めていく必要がある。
- 利活用案やそのゾーニングについては、財源やリスク、課題を明確にして当てはめていく必要がある。
- フロートソーラーについては、景観や耐用年数がどうなるか確認していく必要がある。
- 工事期間中における営農の継続方法について検討していく必要がある。
- 利活用に係る河川占用料について、県には減免を検討してほしい。「減」ではなく「免」の方向でお願いしたい。
- 利活用が上手くいかず荒地となった場合、有害鳥獣の巣とならないように国で責任を持って管理していく必要がある。
- 上流は下流のため、下流は上流のために何ができるか考えなければならない。

以上